

三十六 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十六年国土交通省令第九十三号)第一条のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第四章の二第一節第三十七條の四の前に一款及び款名を加える改正規定中第三十七條の三の二第二項第一号イに係る部分及び附則第二十条第二項第一号イ

三十七 旅行業法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年国土交通省令第九十八号)第三十四條中、「五年以内に三回以上」を、「三年以内に二回以上」に改め、同条を第三十三條とし、同条の次に一条を加える改正規定のうち、第三十四條第二項第一号イに係る部分

三十八 内航海運業法施行規則の一部を改正する省令(平成十七年国土交通省令第一号)第三条及び第四条の改正規定のうち、第三条第五項第一号イに係る部分

三十九 船員職業安定法施行規則の一部を改正する省令(平成十七年国土交通省令第八号)第二十二條を第二十三條とし、同条の次に二十二條を加える改正規定のうち、第二十五條第二項第一号口に係る部分

(建設業法施行規則の一部改正)

第六條 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第九号中、「商業登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第九條第二項第一号中、「商業登記簿の抄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第十七條の四第一項第一号イ、第十七條の十七及び第二十一條の五第一項第一号イ中、「登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

(土地収用法施行規則の一部改正)

第七條 土地収用法施行規則(昭和二十六年建設省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三中、「様式第三」を、「様式第三(第一條関係)」に、基いて「を」に基づいて「立入」を「立入り」に改め、同様式備考第一中、「如く」を「ように」に改め、同様式備考第二中、「ついで」を「土地登記簿」を「土地登記簿又は「登記簿」に、但し、土地登記簿又は「を、ただし、登記簿に記載若しくは」に改める。

別記様式第八の表中、「土地登記簿」を、「登記簿」に改める。

(自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正)

第八條 自動車登録番号標交付代行者規則(昭和二十六年運輸省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中、「添付」を「添付」に、左に「を、次に」に、「登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

(道路運送法施行規則の一部改正)

第九條 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第六号イ中、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十四條第三項及び第二十二條第三項中、「商業登記簿の謄本」を、「当該申請者の登記事項証明書」に改める。

第三十三條第六項及び第六十六條第三項中「登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

(中小企業等協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令の一部改正)

第十條 中小企業等協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令(昭和二十七年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第三号イ中、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第四條第二項第一号及び第二号中、「登記簿の抄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第八條第二項第二号中、「登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

(空港管理規則の一部改正)

第十一條 空港管理規則(昭和二十七年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第二号中、「商業登記簿の謄本」を、「申請者の登記事項証明書」に改める。

第十三條第二項第二号中、「商業登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

(航空法施行規則の一部改正)

第十二條 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第二項第九号イ及び第九十四條第二項第三号イ中、「登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第二百十條第三項第二号、第二百一十二條第二項第二号及び第二百一十三條第二項第二号中「商業登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第二百二十四條第二項第三号中、「商業登記簿の謄本」を、「当該法人の登記事項証明書」に改める。

第二百二十七條第二項第二号中、「商業登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

(土地区画整理法施行規則の一部改正)

第十三條 土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第二項第一号中、「寄付行為」を「寄附行為」に、「登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

別記様式第六中、「洲川」を「洲川」に改め、同様式備考5中、「洲川」を「洲川」に改め、同様式備考8中、「洲川」を「洲川」に改め、同様式備考9中、「洲川」を「洲川」に改め、同様式備考10及び別記様式第十一中、「洲川」を「洲川」に改める。

(日本道路公団法施行規則の一部改正)

第十四條 日本道路公団法施行規則(昭和三十一年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十條を次のように改める。

(不動産登記規則の準用)

第二十條 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第四十三條第一項第四号(第五十一條第八項、第六十五條第九項、第六十八條第十項及び第七十條第七項において準用する場合を含む)、第六十三條第三項、第六十四條第一号及び第四号並びに第八十二條第二項(これらの規定を船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号)第四十九條において準用する場合を含む)の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

(倉庫業法施行規則の一部改正)

第十五條 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号イ中、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第四條の二第三項第一号中、「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十三條第二項第三号イ、第十四條第二項第三号及び第十五條第二項第七号イ中、「登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第十六條 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十一年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第一條の二第二項中、「以下、同じ」といふ。以下、「後見等登記事項証明書」といふに改め、同項第一号中、「登記事項証明書」を、「後見等登記事項証明書」に改め、同項第十号中「登記簿謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第十條の二第二項第一号イ中、「寄付行為」を「寄附行為」に、「登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第十三條の二第二項第一号中「登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第十四條第三項中、「登記事項証明書」を「後見等登記事項証明書」に改める。

第十九條の二第二項第一号中、「登記事項証明書」を、「後見等登記事項証明書」に改め、同項第五号中、「登記簿謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第十九條の四第一項中、「登記事項証明書」については、「後見等登記事項証明書」については「を」を、「後見等登記事項証明書」については「を」に改め、同項第二号中、「登記簿の謄本」を、「登記事項証明書」に改め、同項第七号中、「登記事項証明書」を、「後見等登記事項証明書」に改める。

第二十一條第一項中、「登記事項証明書」については「を」を、「後見等登記事項証明書」については「を」に改め、同項第一号中、「登記簿謄本」を、「登記事項証明書」に改め、同項第四号中、「登記事項証明書」を、「後見等登記事項証明書」に改める。

第二十四條第三項中、「登記事項証明書」を、「後見等登記事項証明書」に改める。

第二十五條の五第一項中、「登記事項証明書」については「を」を、「後見等登記事項証明書」については「を」に改め、同項第一号中、「登記簿謄本」を、「登記事項証明書」に改め、同項第四号中、「登記事項証明書」を、「後見等登記事項証明書」に改める。

第二十五條の八第三項中、「登記事項証明書」を、「後見等登記事項証明書」に改める。

第二十六條の二第二項第一号中、「登記簿謄本」を、「登記事項証明書」に改める。